

山梨県個人住宅建設資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県個人住宅建設資金貸付要綱(以下「貸付要綱」という。)に基づく資金を融資する住宅金融公庫の業務受託金融機関(以下「受託金融機関」という。)に対し、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱においては、山梨県個人住宅建設資金(以下「住宅建設資金」という。)とは、この要綱に定める利子補給に係る資金をいう。

2 この要綱において「受託金融機関」とは、山梨県内の店舗において、住宅金融公庫(以下「公庫」という。)の業務の委託を受けている金融機関をいう。

(契約)

第3条 知事は、住宅建設資金の貸付け及び利子補給について、あらかじめ受託金融機関と山梨県個人住宅建設資金利子補給制度に関する契約書〔以下「契約書」という。(第1号様式)〕により契約を締結するものとする。

(貸付対象者)

第4条 住宅建設資金の貸付けの対象とすることのできる者は、次の各号の一に該当し、山梨県内に居住して、資金の償還の見込みが確実である者及び資金の貸付対象となる住宅(以下「貸付住宅」という。)に自ら居住する者で、住居の新築又は購入、若しくは改修に要する費用から住宅金融公庫(以下「公庫」という。)の融資を差し引いた残額を自ら調達することが困難であると認められる者とする。

- (1) 公庫の個人住宅資金の融資を受けて住宅(以下「新築住宅」という。)を建設する者。
- (2) 公庫の住宅改修資金の融資を受けて住宅(以下「改修住宅」という。)を改修(増築、改修又は修繕等をいう。)
- (3) 山梨県住宅供給公社で分譲する住宅(以下「分譲住宅」という。)を購入する者。
- (4) 公庫融資対象住宅である建売住宅(以下「建売住宅」という。)を購入する者。
- (5) 公庫のマンション購入資金の融資を受けて住宅(以下、「マンション」という。)を購入する者。
- (6) 公庫の中古住宅購入資金の融資を受けて住宅(以下、「中古住宅」という。)を購入する者。

(貸付条件等)

第5条 資金の貸付限度額、貸付期間及び貸付利率は、次の当該各欄に掲げるとおりとする。

住宅の種類	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
新築住宅	一件につき400万円以内	15年以内	年3.00%
改修住宅	一件につき200万円以内	10年以内	
分譲住宅	一件につき400万円以内	15年以内	
建売住宅	一件につき400万円以内	15年以内	
マンション	一件につき400万円以内	15年以内	

中古住宅	一件につき400万円以内	15年以内
------	--------------	-------

(申込書受理)

第6条 受託金融機関は、山梨県個人住宅建設資金貸付要綱第9条の規定により借入申込書を受託金融機関へ提出して者(以下「借入申込者」という。)の申込資格に関し審査を行い、適確と認める者については、借入申込書を受理するものとする。

2 受託金融機関は、前項の規定により借入申込者を有資格者として認めるときは、山梨県個人住宅建設資金有資格者名簿〔以下「有資格者名簿」という。(第2号様式)〕により、知事に通知するものとする。

(貸付選定)

第7条 知事は、前条の規定により有資格者名簿の提出があったときは、住宅建設資金の貸付を受けるべきものを予算の範囲内で選定し、山梨県個人住宅建設資金貸付承認名簿(第3号様式)により、受託金融機関に通知するものとする。

2 受託金融機関は、前項の規定により貸付承認の通知があったときは、速やかに借入申込者に対し、この旨の通知するものとする。

(契約書の締結)

第8条 受託金融機関は、住宅建設資金の貸付に当たって、貸付を受けようとする者と契約を締結するものとする。

2 前項の規定により契約する書面に、山梨県個人住宅建設資金利子補給交付要綱に基づく利子補給を受けるものであることを掲載するものとする。

(抵当権の設定)

第9条 受託金融機関は、住宅建設資金の貸付に当たっては、原則として貸付住宅又は貸付住宅の敷地について、抵当権を設定するものとする。

(住宅建設資金の貸付)

第10条 受託金融機関は、前条の規定により抵当権を設定したときは、公庫資金の貸付実行を確認した後、住宅建設資金を貸付承認者に貸付けるものとする。

ただし、受託金融機関が認める場合は、抵当権の設定が完了する前に貸付けることができる。

(貸付元帳)

第11条 受託金融機関は、住宅建設資金を貸付けた者ごとに貸付元帳を作成するものとする。

2 受託金融機関は、償還状況に応じて貸付元帳に必要事項を記入するものとする。

(償還方法)

第12条 受託金融機関は、貸付金(第10条の規定により貸付けた住宅建設資金をいう。)を元金均等割賦又はボーナス併用元利均等割賦償還のいずれかの方法により債務者から償還させるものとする。

2 受託金融機関は、第8条の規定により締結した契約書に定める償還期日前に貸付金の残元金の全額を、借入者の申し出により繰上償還させることができる。

(繰上償還等報告)

第13条 受託金融機関は、前条の規定により繰上償還があった場合は、山梨県個人住宅建設資金繰上償還報告書(第4号様式)を知事に提出するものとする。

(利子補給の期間)

第14条 利子補給の期間は、第1回利子補給金支払日から、新築・分譲住宅、マンション及び中古住宅については15年とし、改修住宅については10年とする。

(利子補給の対象及び利子補給率)

第15条 第1条の規定により知事が受託金融機関に交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における10月1日現在の貸付承認者で12月31日現在の貸付実行残高に対し、年1.5パーセントの率(以下、「利子補給率」という。)を乗じて得た額(1円未満切り捨て)により受託金融機関に対して利子補給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給の期間に繰上償還を行った者に係る利子補給の額は、年1.5パーセントの利率で繰上償還の日の前日までの期日につき、日割り計算により算定した額(1円未満切り捨て)とする。

(利子補給金の申請)

第16条 受託金融機関は、利子補給金の交付申請をしようとするときは、毎年1月1日から1月31日までの間に山梨県個人住宅建設資金利子補給金交付申請書〔以下「交付申請書」という。(第5号様式)〕を知事に提出するものとする。

(利子補給金の交付)

第17条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査し適当と認めるときは、利子補給金を受託金融機関に交付するものとする。

(要綱違反に対する措置)

第18条 知事は、受託金融機関がこの要綱に違反したときは、当該受託金融機関に対し、交付すべき利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した利子補給金の全部若しくは一部の償還を命ずることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、県と受託金融機関が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 6 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 5 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 6 年 4 月 2 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

第 1 号様式

山梨県個人住宅建設資金利子補給制度に関する契約書

山梨県（以下「甲」という。）と「（以下「乙」という。）

とは、山梨県個人住宅建設資金利子補給交付要綱に基づき、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 乙は、要綱を厳守し、貸し付けを行うものとする。

第 2 条 甲は、乙に対し要綱の定めるところにより、利子補給を行うものとする。

第 3 条 甲が乙に対して交付する利子補給の額は、要綱第 15 条により算出して得た額とする。

第 4 条 甲が乙に対して交付する利子補給の期間は、新築住宅・分譲住宅・建売住宅・マンション及び中古住宅については 15 年とし、改修住宅については 10 年とする。

第 5 条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸し付け債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第 6 条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、要綱及び法令の定めるところによるほか、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

山梨県知事

乙

山梨県個人住宅建設資金繰上償還報告書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

(受託金融機関)

所在地

名 称

代表者

印

山梨県個人住宅建設資金利子補給金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり繰上償還があったので報告します。

記

繰上償還日 平成 年 月 日

繰上償還額 円

貸付実行日 平成 年 月 日

借受者氏名

借受者承認番号

平成 年度
山梨県個人住宅建設資金利子補給金交付申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(受託金融機関)

所在地

名 称

代表者

印

平成 年度における山梨県個人住宅建設資金利子補給交付要綱第 16 条
の規定による利子補給金の交付をうけたので、下記のとおり申請します。

記

- 1 . 利子補給金申請額 円
- 2 . 添 付 書 類

山梨県個人住宅建設資金利子補給金所要額調書及び附票

